



平成 18 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 NECフィールドディング株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 富田 克一
(コード番号：2322 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員常務 伊藤 雅明
TEL：03 (3457) 7153

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 50 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 法律によるみなし変更 [変更案第 4 条、第 7 条、第 10 条]

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) の施行により、定款に、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め、株式に係る株券を発行する旨の定めならびに株主名簿管理人を置く旨の定めがあるとみなされたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) 電子公告 [変更案第 5 条]

会社の公告方法として「電子公告」を採用することとし、所要の変更を行うものであります。

(3) 単元未満株式についての権利 [変更案第 9 条]

「会社法」および「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) の施行により、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、これに関する規定を新設するものであります。

(4) 株主総会参考書類等のインターネット開示 [変更案第 13 条]

「会社法」ならびに「会社法施行規則」および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) の施行により、定款の定めをもって、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することが認められたことから、これに関する規定を新設するものであります。

(5) 株主総会特別決議の定足数の引下げ [変更案第 16 条第 2 項]

株主総会の特別決議の定足数は「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数」となっていますが、定款の定めをもって、これを「議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上の割合」まで引下げることが認められていることから、これに関する規定を新設するものであります。

(6) 取締役会の決議の省略〔変更案第 22 条第 4 項〕

「会社法」の施行により、定款において、議案に対する取締役全員の書面の同意等をもって取締役会決議を省略する旨を定めることが認められたことから、より機動的な意思決定を可能とするため、これに関する規定を新設するものであります。

(7) 取締役・監査役の責任免除〔変更案第 25 条、第 32 条〕

取締役および監査役が期待される役割・機能を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設するものであります。また、社外から有用な人材を迎えることは、経営の透明性および健全性の確保をさらに推進するために有益であることから、社外取締役および社外監査役の賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除および社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設のご提案にあたっては、監査役全員の同意を得ております。

(8) 剰余金の配当等の取締役会による決定〔変更案第 34 条〕

「会社法」の施行により、定款の定めをもって、取締役会において剰余金の配当等を決議できるようになったことから、配当等の機動的な決定を可能とするため、これに関する規定を新設するとともに、現行定款第 31 条の規定を削除するものであります。また、本規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得できることから、自己の株式の取得に関する現行定款第 6 条の規定を削除するものであります。

(9) その他

定款規定の簡素化を図るため、会社書類の閲覧等に係る取扱規則および株主総会の議事録に関する現行定款第 9 条第 2 項および第 15 条の規定を削除するものであります。

また、全般にわたり「会社法」に合わせた表現の変更および構成の整理等を行うとともに、規定の新設および削除に伴う条数の調整を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

以上

定款変更の内容

(下線部が変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞にこれを掲載する。</p> <p>第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、18,856万株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 ② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(単元未満株式という)の数を表示した株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式について名義書換代理人を置く。</p> | <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、18,856万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 前条の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>し、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式その他の取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、単元未満株式の買取、信託財産の表示、株券の再発行その他株式に関する手続および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>② <u>会社書類の閲覧、謄写ならびに謄本、抄本の交付に関する手続および手数料は、取締役会において定める取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から起算して3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。</u></p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。</p> | <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する手続および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、<u>毎事業年度の終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議長) 第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当る。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。</p> <p>(普通決議の要件) 第13条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに署名または電子署名する。 ② 前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 当社に取締役10名以内を置く。</p> | <p>(参考書類等のインターネット開示) 第13条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の要件) 第16条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 ② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(選任決議) 第17条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>② 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。</u></p> <p>(代表取締役) 第19条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(取締役会) 第20条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、当社の業務の執行を決定する。</p> <p>② 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>③ 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第21条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(相談役) 第22条 取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(選任決議) 第19条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会) 第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(報酬等) 第23条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(相談役) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第23条 当会社に監査役4名以内を置く。 (選任決議) 第24条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>(任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。</u></p> <p>(常勤監査役) 第26条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第27条 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限の行使を妨げることとはできない。 ② 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。 ③ 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第28条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新 設)</p> | <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第26条 (現行どおり) (選任決議) 第27条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第30条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第32条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p>第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第30条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第31条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議により商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第32条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> | <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第34条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> |

以上